

○豊中市伊丹市クリーンランド議会会議規則

制定	昭和37年 3 月15日	議会規則第 1 号
改正	昭和37年 7 月10日	議会規則第 2 号
	昭和45年 4 月10日	議会規則第 1 号
	平成 5 年 3 月29日	議会規則第 1 号
	平成14年 6 月28日	議会規則第 1 号
	平成21年 2 月23日	議会規則第 1 号
	令和 4 年 2 月 4 日	議会規則第 1 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第11条）
- 第 2 章 議案及び動議（第12条～第16条）
- 第 3 章 議事日程（第17条～第21条）
- 第 4 章 選挙（第22条～第30条）
- 第 5 章 議事（第31条～第40条）
- 第 6 章 発言（第41条～第54条）
- 第 7 章 表決（第55条～第64条）
- 第 8 章 請願（第65条～第68条）
- 第 9 章 秘密会（第69条・第70条）
- 第10章 辞職（第71条・第72条）
- 第11章 規律（第73条～第79条）
- 第12章 懲罰（第80条～第86条）
- 第13章 協議又は調整を行うための場（第87条）
- 第14章 議員の派遣（第88条）
- 第15章 会議録（第89条・第90条）
- 第16章 補則（第91条）

附 則

第 1 章 総則

（参集）

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席することができないときは、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が討論を用いなくて会議に諮ってこれを定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が討論を用いなくて会議に諮ってこれを定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議長は、議会を閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

第8条 会議の時間は、午後2時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、振鈴その他の方法で報知する。

(会議の開閉)

第9条 散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第10条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭で行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付

け法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第13条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第14条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第15条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議あるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第16条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第17条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第18条 議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第19条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第20条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第21条 議事日程に記載した議事を終わったときは、議長は、散会を宣言する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて

会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第22条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第23条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第24条 投票による選挙を行うときは、議長は、第22条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第25条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第26条 議員は職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第27条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告のあった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第28条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第29条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第30条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第31条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第32条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第33条 議長は、議題になった事件を職員をして朗読させる。ただし、必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(議案等の審議順序)

第34条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑及び討論の後表決を採るものとする。

(修正案の説明)

第35条 提出者の説明が終わったときは、議長は、修正案を説明させる。

(修正案に対する質疑)

第36条 議員は、修正案の提出者に対し、質疑をすることができる。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第37条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第38条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(関係機関及び説明員の議場出席義務)

第39条 議会は、管理者及び説明員に対し、議場に出席し、説明を求めることができる。

(説明員の氏名の報告)

第40条 管理者は、あらかじめ説明員の氏名を議長に報告しなければならない。説明員に異動を生じたときも同様とする。

第6章 発言

(発言の許可)

第41条 発言は、すべて議長の許可を得た後、その議席で起立して行わなければならない。

(発言の方法)

第42条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第43条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第44条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言の内容の制限)

第45条 発言はすべて簡単にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。ただし、緊急を要するものは、この限りではない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第46条 質疑は、同一議員につき同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第47条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第48条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第50条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

(選挙及び表決時の発言制限)

第51条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第52条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

(緊急質問等)

第53条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認められるときは、議長は、直ちに制止

しなければならない。

(準用規定)

第54条 質問については、第46条及び第50条の規定を準用する。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第55条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第56条 表決宣告の際議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第57条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第58条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 議長が、起立者の多少を認定しがたいとき又は出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第59条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(投票用紙の記載方法)

第60条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第61条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第24条から第29条第1項まで、及び第30条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第62条 議員は自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第63条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第64条 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採

る。ただし、表決の順序について出席議員２人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

２ 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第８章 請願

（請願書の記載事項等）

第65条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

２ 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

３ 前２項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

４ 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

（請願書の写しの配布）

第66条 議長は、請願を受理したときは、その写しを作成して議員に配布する。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告等の請求等）

第67条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したもののについては、これを請求しなければならない。

２ 不採択と決定したものは、紹介議員を経てその旨を請願者に通知しなければならない。

（陳情書の処理）

第68条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第９章 秘密会

（指定者以外の退場）

第69条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第70条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

２ 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第10章 辞職

（議長及び副議長の辞職）

第71条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

２ 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。

３ 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告

しなければならない。

(議員の辞職)

第72条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第11章 規律

(品位の尊重)

第73条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(服装)

第74条 何人も、議場に入る者は、見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第75条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第76条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第77条 何人も、会議中は喫煙することができない。

(新聞等の閲読禁止)

第78条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第79条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第12章 懲罰

(懲罰動議及び処分要求の提出)

第80条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 法第133条の規定による処分を求めようとする議員は、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

3 前2項の動議及び処分要求は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第70条第2項の違反にかかるものについては、この限りでない。

(事犯者の弁明)

第81条 議員は、自己の懲罰事犯に出席することができない。ただし、議長の許可を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第82条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものと

する。

(出席停止の期間)

第83条 出席停止の期間は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中に出席したときの措置)

第84条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第85条 除名について、法第135条第3項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(懲罰の宣告)

第86条 議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

第13章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第87条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全員協議会	組合行政に関する重要な事件、議会の運営等に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14章 議員の派遣

(議員の派遣)

第88条 法第100条第13項の規定により議員を派遣する場合は、議会の議決でこれを決定する。ただし、閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣議員、派遣の目的、場所及び期間を明らかにしなければならない。

第15章 会議録

(会議録の記載事項)

第89条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 出席及び欠席議員の氏名

- (2) 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名
- (3) 説明のため出席した者の職氏名
- (4) 開会、開議、休憩、延会、中止、散会、閉会等に関する事項
- (5) 議案、議事日程及び諸般の報告
- (6) 議事の経過
- (7) 選挙の経過
- (8) その他議会又は議長において必要と認める事項

2 前項第5号から第8号までの記録は、その要領を記載するものとする。

(会議録署名議員)

第90条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第16章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第91条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年7月10日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月10日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月29日議会規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月23日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。